

## 生活保護制度と財政問題は、次元の違う話です

「生活保護が増えると財政負担が大変」=>その先は？

いままねまえ ぎろん けつろん せいど かぎ じっし

### 今から60年前にも議論されていきました。結論〓制度ある限り実施

5〜6日前のことです。夕方、医療センターの前で夜間学校ニュースを配っていると、「東京から景気の様子を見に来ました」という人が、声をかけてきました。

「ずいぶんと昔、日銀が景気判断するのに釜での仕事量の増減具合を参考材料の一つにしているというよ

うな、新聞記事を読んだ記憶があります。でも、今はそんなご時世ではない。なんせ、生活保護受けている人の方が、多くなっているから・・・

そんなことを伝えると、「財政負担が大変でしょうね」とのお言葉。思わず、「そんなこと、知った事じゃない」と言い返してしまいました。

世間を上から眺め渡している人は、得てして「財政問題」を言います。「じゃ、どうするの、消費税あげるの、それとも、みんなに早く死ねと言うの」と聞きた

くなります。

生活保護法ができたのは昭和25年。当時は厚生省と労働省がありました。

生活保護法ができたので、労働省は「失業対策では働ける能力の高い人を選別して登録、仕事を配分する。外

れた人は生活保護へ」といい、厚生省は、「失業対策で抱える努力をするのが先で、予算等の関係ではみ出した人は、生活保護」と反論。

ただ、厚生省は、財政がいかようになろうとも、制度がある限り、適用条件を満たせばすべて保護するのだと、言い切っています。

生活保護法ができて60年、原理原則よりもお金(財政問題)の方に話題が偏る。それだけ、人間の値打ちが下がっているとこのことになるのでしょうか。「特掃」で生

活できるだけの収入が確保できればいいのですが、「特掃」は収入保障の考え方の上に成り立っていません。夜間宿所と同じ一時しのぎの方策です。生保活用を！

# 今から60年以上前の国会（衆議院厚生委員会での論議）

ちなみに、生活保護法ができたのは1950年5月です。

（生活保護法の目的）第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

## 国会記録抜粋 1950（昭和25）年7月31日 衆議院 - 厚生委員会 - 8号

○ 荻田委員 労働能力を持って、そして就職の希望を持っている人たちを、そういうような生活保護に当てはめるとい問題に対しまして、どのような見解を持っておいでになりますか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○ 小山政府委員（厚生省保護課長） あくまで失業対策事業として、どれだけの人をどういう順位で就職させることができるか、ただ結果としてこれだけの人が当分の間は就職できる見込みがないということを出て参りましたならば、これに対しては躊躇するところなく、必要に応じて生活保護法によつて救済をして行く、こういうふうな考えなり構えなりをしておるわけでありませう。

ただいまのような方法で、職につけなくなつた人が、生活保護法で要求しております若干の要件、たとえば扶養義務者もなければ、特別の収入もない、さしあたり本人の生計を維持して行ける見込みもないというような場合でありませうれば、これはもう躊躇するところなく、生活保護法によつて保護しなければならぬ、そういうふうにご考慮しております。

○ 荻田委員 それからも一つお聞きいたしたいのでありますが、そういうふうにして、どんどん失業対策事業からはみ出されておる人々に対しましては、ある期間内といたしましても、政府は無制限にこれを生活保護の中で十分にかかえる、こういうことを責任を持ってお引受けになるおつもりですか。ただ、これは御存じのように、二割というものが、府県なり市町村の負担になつておるのでありますが、地元においてそういう負担ができなくて、これをもしも生活保護にかけないという場合には、厚生省としては、どういう処置にお出になるかということも、あわせてついでにお伺いいたしたいと思います。

○ 小山政府委員（厚生省保護課長） ただいまの問題につきましては、常に機会あるたびに、おそらくこれは大臣からも、その他の政府委員からも申し上げておるところであります、日本に生活保護法が厳存しております限りは、必ず実施いたします。この点は、何かの事情によりまして、国会で生活保護法を違つた形に、たとえば一部新聞紙上に伝えられておりますように、生活保障というようなことについて、国が責任を持つ建前をやめてしまつて、地方自治の尊重というような名目のものに、これを全部市町村の責任に移してしまうというようなことにでも切りかわれば、またその際は話が別だと思ひますが、少なくとも、現在の生活保護制度が、現在の形で維持されます限りは、必ずそれは保障される、この点は私ども毛頭疑いを持っておりませう。